

国民健康保険税の均等割に係る子ども減免を一律9割に拡充します

大府市は、国民健康保険税の均等割に係る減免制度を国の制度に上乗せし、市独自に一律8割減額としているものを、令和6年度から一律9割減額となるよう制度を拡充します。

少子化対策の推進と子育て世帯の経済的な負担軽減を図るために実施するもので、3月議会に「大府市国民健康保険税条例」の一部改正案を上程予定です。

■ 国民健康保険税の均等割に係る子ども減免の概要

平成30年度から、大府市独自の取り組みとして、子育て世帯の経済的な負担軽減のため、18歳以下（18歳になった最初の年度末まで）のこどもがいる世帯への最大5割の減免を進めてきました。

令和4年度に国の制度として、未就学児に係る均等割の5割が減額となる制度が開始され、大府市では国の制度に上乗せし、18歳以下のこどもに対し、一律8割減額となるよう減免制度を拡充しています。令和6年度からは、18歳以下のこどもに対し、一律9割減額となるよう減免制度を拡充します。

年度	平成30年度～	令和4年度～	令和6年度～
対象	全世帯の18歳に達する日以後最初の3月31日までのこども		
国制度	制度無し	未就学児5割軽減	
市制度	1人目2割減免 2人目以降5割減免	一律8割減額となるよう 国制度に上乗せ 未就学児3割減免 未就学以外8割減免	一律9割減額となるよう 国制度に上乗せ 未就学児4割減免 未就学以外9割減免

※ 令和6年2月1日現在、愛知県内において一律9割減額する自治体（予定も含む）は、大府市のみ。独自で減免を実施している自治体は、本市の他、県内2自治体（稲沢市・設楽町）で、18歳以下のこどもに対して5割減免しています。

※ 減免制度拡充による税収減については、次世代を担うこどもの健やかな成長に資することを目的に設置している「子ども・子育て応援基金」を財源として補填しています。

【問い合わせ先】

大府市保険医療課

担当：久野 倫太郎（くの・りんたろう）

電話：0562-45-6330 FAX：0562-44-3434 メール：hoken@city.obu.lg.jp